

役員並びに総代の報酬及び 費用弁償に関する規程

役員並びに総代の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この土地改良区の役員報酬並びに役員、総代及び規約に定める委員（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員の報酬額及び支給方法)

第2条 役員の報酬年額は、予算の定めるところにより、別表第1号表の範囲内で支給することができる。

2 役員の報酬はその年度分を10月と3月に分けて支給することができる。

ただし、常勤役員については、この規程にかかわらず職員の給与の規程を準用し、月割りにしてこれを支給することができる。

3 新たに就任又は退職、死亡したる役員の報酬は、月割りにして計算し支給する。

ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の報酬は支給しない。

4 役員の交代により、報酬額が変わる場合は、報酬額が多い方を優先に月割りにて計算し支給する。

5 同一人が2以上の受給資格を有する場合は、報酬額が多い方のみを支給する。

(退職給与金)

第3条 役員等が退職又は死亡した場合においては退職給与金又は死亡給与金を支給することができる。なお額は、退職給与規程で定める。

(費用弁償)

第4条 役員等が会議又は委員会の招集に応じたときは、別表第2号表に定める額の範囲内で日当を弁償することができる。

(旅 費)

第5条 役員等が公務のため旅行に要する費用は、別表第2号表に定める額の範囲内で支給する。

2 路程の計算は、この土地改良区事務所を起点として計算する。

3 宿泊料は夜数、日当は、日数に応じて支給する。

(費用弁償の計算方法)

第6条 一日に二つ以上の会議に招集されたとき、又は、会議に招集された日に出張したときには、何れかの一つと計算し、実費弁償を支給する。

(費用弁償の支払い方法)

第7条 費用弁償及び旅費は概算払いを請求することができる。

2 概算払いを受けたときは、旅行を終えた後、直ちに清算しなければならない。

附 則

この規程は、平成14年6月1日より施行する。

この変更規程は、平成19年4月1日より施行する。

別表第 1 号

役員報酬

職 名	報 酬 額	年額・月額区分
理 事 長	円	年 額
副 理 事 長		
理 事		
総 括 監 事		
監 事		
委 員 長		

別表第 2 号

費用弁償

職 名	会議招集 1 回につき
理 事	円
監 事	
委 員	
総 代	